

●茂原市優良建設業者表彰要綱

平成8年4月1日

改正

平成 15 年8月 14 日告示第 74 号

平成 19 年3月 30 日告示第 45 号

平成 25 年1月4日告示第1号

令和 7 年1月14日告示第2号

令和8年3月 30 日告示 45 号

(目的)

第1条 この告示は、市が発注する工事を優良な成績で完成した業者を表彰することにより、建設業者の意欲を増進し、もって良質な社会資本整備の推進及び施工技術の向上を図ることを目的とする。

(表彰基準)

第2条 表彰の対象は、表彰年度の前年度(以下「表彰対象年度」という。)に完成した土木工事、舗装工事、建築工事及びその他工事の各部門で、次の各号のいずれかに該当する工事を行った建設業者とする。ただし、表彰対象年度において工事成績評定ポイント合計(茂原市工事成績評定等実施要領(平成 25 年茂原市訓令甲第2号)に基づく評定ポイント合計をいう。以下同じ。)が 65 点未満の建設工事を施工した建設業者又は表彰対象年度の初日から表彰日の前日までに市の指名業者として不適格若しくは不名誉なことがあった建設業者は、表彰の対象から除くものとする。

(1) 次に掲げる要件を全て満たしているもの

ア 請負金額が 500 万円以上であること。

イ 工事成績評定ポイント合計が 80 点以上であること。

(2) 前号に掲げるもののほか、施工技術等が特に優れ、表彰することが適当であると認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、表彰対象年度の発注件数の減少等により表彰を行わないことができるものとする。

(推薦)

第2条の2 工事担当課長は、表彰することが相当と認められる優良な工事を行った建設業者について、次条に規定する茂原市優良建設業者選考会に推薦するものとする。

2 工事担当課長は、前項の推薦について工事担当部長に報告するものとする。

(表彰選考会)

第3条 前条の規定による推薦に応じて、優良建設業者として表彰する建設業者を選考するため、茂原市優良建設業者選考会(以下「選考会」という。)を置く。

2 選考会は、副市長、理事、財務部長、都市建設部長及び資産経営課長をもって組織する。

3 選考会の委員長は副市長をもって充て、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、財務部長がその職務を代理する。

4 委員長は選考会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4条 選考会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 選考会は、委員の半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

4 選考会の議事は、出席した委員の過半数をもって決するものとする。

5 委員長は、会議の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(優良建設業者の決定)

第4条の2 市長は、前条第5項に規定する報告に基づき優良建設業者を決定するものとする。

(庶務)

第5条 選考会の庶務は、財務部資産経営課において処理する。

(秘密の保持)

第6条 選考会に出席した者は、選考会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(表彰の方法)

第7条 表彰の方法は、表彰状を授与することにより行うものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、優良建設業者の表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成 15 年茂原市告示第 74 号)

この告示は、平成 16 年4月1日から施行する。

附 則(平成 19 年茂原市告示第 45 号)

この告示は、平成 19 年4月1日から施行する。

附 則(平成 25 年茂原市告示第1号)

この告示は、平成 25 年4月1日から施行する。

附 則(令和7年茂原市告示第 2 号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和 8 年茂原市告示第 45 号)

この告示は、令和 8 年4月1日から施行する。